旧武云仏寺に関りる総合的/	よ監督拍町 析旧対照衣 (余 <i>)</i>
現行	改正案
2 事務の取扱いに関する一般的事項	2 事務の取扱いに関する一般的事項
(新設)	2-7 書面・対面による手続きについての留意点
	信託会社等による当局への申請・届出等及び当局から信託会社等
	に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活
	用した行政の推進等に関する法律(以下「デジタル手続法」という。)
	第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において
	書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合に
	おいても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用
	<u>する方法により行うことができることとされている。</u>
	こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる
	手続きに係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面
	に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により
	<u>行うことができるものとする。</u>
	<u>また、経済社会活動全般において、デジタライゼーションが飛躍</u>
	的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを
	前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても
	手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。
	金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、信託会社
	等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオ
	<u>ンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システ</u>
	ムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等
	<u>の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。</u>
	更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界におけ
	る書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界

現行	改正案
	全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要
	化、対面規制の見直しに取り組んできた。
	このような官民における取組みも踏まえ、本監督指針の書面・対
	面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係
	るもの以外についても、2-8に掲げる原本送付を求める場合を除
	き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利
	用する方法により行うことができるものとする。
	以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づ
	く手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能
	<u>な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するもの</u>
	<u>とする。</u>
(新設)	<u>2-8</u> 申請書等を提出するに当たっての留意点
	2-7を踏まえ、信託会社等による当局への申請・届出等につい
	ては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令
	に定める提出期限までに提出を求めることとする。
	ただし、公的機関が発行する添付書類(住民票の写し、身分証明
	書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等)については、
	原本送付を求めることとする。
	なお、金融庁がホームページにおいて掲載する e-Gov を利用して
	申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申
	請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を利用した提
	<u>出についても可能とする。</u>

- 3 運用型信託会社
- 3-4 監督に係る事務処理上の留意事項
- 3-4-2 業務方法書の変更認可

法第 13 条第 1 項に規定する業務方法書の変更認可については、 以下の点に留意するものとする。また、審査に当たっては、その変 更内容に応じて、本監督指針の免許の審査基準を満たさないことと ならないかどうかに留意するものとする。

- (1) 規則第 24 条第 2 項第 4 号に掲げる「その他次項に規定する 審査をするため参考となるべき事項を記載した書類」について は、業務方法書の変更内容に応じて、3 - 2 - 1 (9) 及び(10) に記 載した書面の提出を求めるものとする。
- 5 管理型信託会社
- 5-2 登録に際しての留意事項
- 5-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事 項
- 3-2-1 (1)から(3)まで及び(5)から(9)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。
- (1) (略)
- 7 自己信託
- 7-2 登録に際しての留意事項
- 7-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事 項

改正案

- 3 運用型信託会社
- 3-4 監督に係る事務処理上の留意事項
- 3-4-2 業務方法書の変更認可

法第 13 条第 1 項に規定する業務方法書の変更認可については、 以下の点に留意するものとする。また、審査に当たっては、その変 更内容に応じて、本監督指針の免許の審査基準を満たさないことと ならないかどうかに留意するものとする。

- (1) 規則第 24 条第 2 項第 4 号に掲げる「その他次項に規定する 審査をするため参考となるべき事項を記載した書類」について は、業務方法書の変更内容に応じて、3-2-1(8)及び(9)に記 載した書面の提出を求めるものとする。
- 5 管理型信託会社
- 5-2 登録に際しての留意事項
- 5-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項
- 3-2-1 (1)及び(2)並びに(4)から(8)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。
 - (1) (略)
- 7 自己信託
- 7-2 登録に際しての留意事項
- 7-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項

- 3-2-1 (1)から(3)まで及び(5)から(7)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。
- (1) 規則第51条の4第7号に掲げる「信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面」には、以下の事項を記載するものとする。
 - ① 自己信託に係る事務に関する知識を有する者並びに自己 信託に係る事務及び信託関係法令に関する知識を有する者 の知識を習得した方法(知識を有することを証する書面があ る場合には当該書面を含む。)並びに当該者の配置予定先
 - (注)「自己信託に係る事務に関する知識」、「信託関係法令に関する知識」及び「知識を有することを証する書面」の具体的内容については、3-2-1(9)①(注)に準じるものとする。
 - ② (略)
- 9 特定大学技術移転事業承認事業者(承認TLO)
- 9-2 登録に際しての留意事項
- 9-2-1 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項
- 3-2-1 (1)から(3)まで及び(5)から(7)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。
- (1) 規則第53条第2項第6号に掲げる「信託業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況

改正案

- 3-2-1 (1)及び(2)並びに(4)から(6)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。
- (1) 規則第51条の4第7号に掲げる「信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面」には、以下の事項を記載するものとする。
 - ① 自己信託に係る事務に関する知識を有する者並びに自己 信託に係る事務及び信託関係法令に関する知識を有する者 の知識を習得した方法(知識を有することを証する書面があ る場合には当該書面を含む。)並びに当該者の配置予定先
 - (注)「自己信託に係る事務に関する知識」、「信託関係法令に関する知識」及び「知識を有することを証する書面」の具体的内容については、3-2-1(8)①(注)に準じるものとする。
 - ② (略)
- 9 特定大学技術移転事業承認事業者(承認TLO)
- 9-2 登録に際しての留意事項
- 9-2-1 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項
- 3-2-1 (1)及び(2)並びに(4)から(6)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。
- (1) 規則第53条第2項第6号に掲げる「信託業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況

を記載した書面」には、以下の事項を記載するものとする。

- ① 信託業務に関する知識を有する者並びに信託業務及び信託関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法 (知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。)並びに当該者の配置予定先
 - (注)「信託業務に関する知識」、「信託関係法令に関する知識」 及び「知識を有することを証する書面」の具体的内容に ついては、3-2-1(9)① (注) に準じるものとする。
- ② (略)
- 10 信託契約代理店
- 10-2 登録に際しての留意事項
- 10-2-3 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項
- 3-2-1 (1)から(3)まで及び(5)から(7)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする
 - (1) (略)
- (2) 申請者が法人又は信託契約代理業務を行う使用人のある個人(以下10-2において「使用人のある個人」という。)である場合には、規則第71条第5号に掲げる「申請者が信託契約代理業務に関する知識を有する者であることを証する書面」において、信託業務又は信託契約代理業務(以下10-2において「信託業務等」という。)に関する知識を有する者並びに信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法(知識を有することを証する書面がある場合には当

改正案

を記載した書面」には、以下の事項を記載するものとする。

- ① 信託業務に関する知識を有する者並びに信託業務及び信 託関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法 (知識を有することを証する書面がある場合には当該書面 を含む。)並びに当該者の配置予定先
 - (注)「信託業務に関する知識」、「信託関係法令に関する知識」 及び「知識を有することを証する書面」の具体的内容に ついては、3-2-1(8)① (注) に準じるものとする。
- ② (略)
- 10 信託契約代理店
- 10-2 登録に際しての留意事項
- 10-2-3 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項
- 3-2-1 (1)及び(2)並びに(4)から(6)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする
 - (1) (略)
- (2) 申請者が法人又は信託契約代理業務を行う使用人のある個人(以下10-2において「使用人のある個人」という。)である場合には、規則第71条第5号に掲げる「申請者が信託契約代理業務に関する知識を有する者であることを証する書面」において、信託業務又は信託契約代理業務(以下10-2において「信託業務等」という。)に関する知識を有する者並びに信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法(知識を有することを証する書面がある場合には当

該書面を含む。)並びに当該者の配置予定先を記載するものとする。

(注)「信託業務に関する知識」及び「信託関係法令に関する知識」の具体的内容については、3-2-1(9)①(注)に準じるものとする。

また、「信託契約代理業務に関する知識」とは、信託契約代理業を営む上で必要となる基礎的な知識のことをいい、例えば、「信託業務に関する知識」のうち、信託契約締結の代理又は媒介を行う上で必要となるもの(部分)についての基礎知識が考えられる。

なお、「知識を有することを証する書面」とは、例えば、 信託業務等の経験を示す履歴書や信託業務等・信託関係法 令に関する知識習得研修の受講証明書などが考えられる。

- 11 信託兼営金融機関関係
- 11-2 信託兼営認可申請書の審査に際しての留意事項
- 11-2-1 添付書類の受理に当たっての留意事項

兼営法規則第1条第1項第12号に掲げる「その他法第1条第3項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類」とは、具体的には以下のとおり取り扱うものとする。

なお、④については、引受けを行おうとする全ての信託財産について記載される必要があることに留意するものとする。

① 信託業務に関する知識を有する者並びに信託業務及び信託 関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法(知識 を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。)

改正案

該書面を含む。)並びに当該者の配置予定先を記載するものとする。

(注)「信託業務に関する知識」及び「信託関係法令に関する知識」の具体的内容については、3-2-1(8)①(注)に準じるものとする。

また、「信託契約代理業務に関する知識」とは、信託契約代理業を営む上で必要となる基礎的な知識のことをいい、例えば、「信託業務に関する知識」のうち、信託契約締結の代理又は媒介を行う上で必要となるもの(部分)についての基礎知識が考えられる。

なお、「知識を有することを証する書面」とは、例えば、 信託業務等の経験を示す履歴書や信託業務等・信託関係法 令に関する知識習得研修の受講証明書などが考えられる。

- 11 信託兼営金融機関関係
- 11-2 信託兼営認可申請書の審査に際しての留意事項
- 11-2-1 添付書類の受理に当たっての留意事項

兼営法規則第1条第1項第12号に掲げる「その他法第1条第3項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類」とは、具体的には以下のとおり取り扱うものとする。

なお、④については、引受けを行おうとする全ての信託財産について記載される必要があることに留意するものとする。

① 信託業務に関する知識を有する者並びに信託業務及び信託 関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法(知識 を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。)

並びに当該者の配置予定先を記載した書面

(注)「信託業務に関する知識」、「信託関係法令に関する知識」 及び「知識を有することを証する書面」の具体的内容については、3-2-1(9)①(注)に準じるものとする。

②~⑥ (略)

(別紙1)

立入検査の基本的手続

本基本手続は、モニタリングの過程において、金融庁及び金融庁 長官から委任を受けて財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を 含む。以下同じ。)が実施する法令に基づく立入検査(以下、「立入 検査」という。)に係る基本的な手続を示したものである。

立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である。他方で、立入検査は被検査金融機関(立入検査を受検する預金取扱等金融機関、保険会社等の金融機関をいう。以下同じ。)に大きな負担等をもたらすおそれがあり、被検査金融機関の理解と協力があって実施できるものである。

そのため、検査官及び被検査金融機関双方が、立入検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが重要である。

したがって、本基本手続について被検査金融機関に説明するとと もに、規定外の取扱いを行う際には、随時、被検査金融機関へ説明 する等の配慮が必要である。

上記を踏まえ、立入検査は、原則として、以下の手続に基づき実

改正案

並びに当該者の配置予定先を記載した書面

(注)「信託業務に関する知識」、「信託関係法令に関する知識」 及び「知識を有することを証する書面」の具体的内容については、3-2-1(8)① (注) に準じるものとする。

②~⑥ (略)

(別紙1)

立入検査の基本的手続

本基本手続は、モニタリングの過程において、金融庁及び金融庁 長官から委任を受けて財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を 含む。以下同じ。)が実施する法令に基づく立入検査(以下、「立入 検査」という。)に係る基本的な手続を示したものである。

立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である。他方で、立入検査は被検査金融機関(立入検査を受検する預金取扱等金融機関、保険会社等の金融機関をいう。以下同じ。)に大きな負担等をもたらすおそれがあり、被検査金融機関の理解と協力があって実施できるものである。

そのため、検査官及び被検査金融機関双方が、立入検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが重要である。

したがって、本基本手続について被検査金融機関に説明するとともに、規定外の取扱いを行う際には、随時、被検査金融機関へ説明する等の配慮が必要である。

上記を踏まえ、立入検査は、原則として、以下の手続に基づき実

現行	改正案
施する。	施する。 <u>なお、本基本手続の書面・対面に係る記載については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</u>
1. ~ 5. (略) 【様式・参考資料編】 別紙様式第12 (A4)	1. ~ 5. (略) 【様式・参考資料編】 別紙様式第12 (A4)
(A4)	(A4)
文書番号年月日	文書番号
(商 号) (代表者氏名) 殿 財務(支) 局長 印	(商 号) (代表者氏名)殿 財務(支)局長
営業保証金に代わる契約の変更承認について	営業保証金に代わる契約の変更承認について
年 月 日付で申請のあった標記のことについては、信託 業法施行令第10条第3号に基づき承認します。	年 月 日付で申請のあった標記のことについては、信託 業法施行令第10条第3号に基づき承認します。

現行 改正案 別紙様式第13 別紙様式第13 (A4)(A4)文書番号 文 書 番 年 月 日 年 月 日 (商号) (商号) (代表者氏名) 殿 (代表者氏名) 殿 財務(支)局長 財務(支)局長 印 営業保証金に代わる契約の解除承認について 営業保証金に代わる契約の解除承認について 年 月 日付で申請のあった標記のことについては、信託 年 月 日付で申請のあった標記のことについては、信託 業法施行令第10条第3号に基づき承認します。 業法施行令第10条第3号に基づき承認します。

現行	改正案
別紙様式第14	別紙様式第14
(A4)	(A4)
文書番号	文書番号
供託書正本 通 1. 供託者名 2. 供託所名·供託番号	供託書正本 通 1. 供託者名 2. 供託所名・供託番号
上記保管します。 年月日	上記保管します。 年月日
財務(支)局長印	財務(支)局長

現行 改正案 別紙様式第18 別紙様式第18 (A4)(A4)文書番号 文 書 番 年 月 В 年 月 \Box (商号) (商号) (代表者氏名) 殿 (代表者氏名) 殿 財務(支)局長 財務(支)局長 ΕŊ 管理型信託業の登録〔登録の更新〕について 管理型信託業の登録〔登録の更新〕について 年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記 年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記 のとおり登録〔登録更新〕をしましたので、通知します。 のとおり登録〔登録更新〕をしましたので、通知します。 なお、登録の有効期間は、登録〔登録更新〕の日から起算 なお、登録の有効期間は、登録〔登録更新〕の日から起算 して3年とする。 して3年とする。 記 記 登録〔登録更新〕年月日 年 月 日 登録〔登録更新〕年月日 年 月 日 登録番号 무 믉 登録番号 財務(支)局長(信)第 財務(支)局長(信)第 別紙様式第19 別紙様式第19 (A4)(A4)

改正案

文 書 番 号 年 月 日

(商 号)(代表者氏名) 殿

財務(支)局長印

管理型信託業の登録〔登録の更新〕の拒否について

年 月 日付で申請のあった管理型信託業の登録〔登録の 更新〕申請については、下記の理由により拒否したので、通 知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分が あったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に金融 庁長官に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号) に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否の理由

(商 号)(代表者氏名) 殿

 文書番号

 年月日

財務(支)局長

管理型信託業の登録〔登録の更新〕の拒否について

年 月 日付で申請のあった管理型信託業の登録〔登録の 更新〕申請については、下記の理由により拒否したので、通 知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分が あったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に金融 庁長官に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号) に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否の理由